

平成 17 年 10 月 11 日

企業会計基準委員会 御中

中央青山監査法人  
研究センター

「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準（案）」及び  
「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 17 年 8 月 30 日付で公表されました「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準（案）」（以下「会計基準案」という）及び「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「指針案」という。）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

会計基準案に対するコメント

（ 1 ）会計基準案第 20 項

【意見】

「連結株主資本等変動計算書」は、純資産の変動を表示しており「連結純資産変動計算書」とすべきと考える。

【理由】

「連結株主資本等変動計算書」において純資産の部における株主資本、評価・換算差額等、少数株主持分及び新株予約権に区分して、純資産に含まれるすべての項目の変動を開示しており、「連結純資産変動計算書」とした方が一般的にわかりやすいのではないかと考えられる。また、英文表記上も、純資産は持分(equity)と同義で使用されることから、「連結純資産変動計算書」とした方が海外向けの財務諸表の作成上も混乱がないのではないかと考えられる。

## **指針案に対するコメント**

( 1 ) 指針案第 9 項

### **【意見】**

連結株主資本等変動計算書における株主資本の各項目の変動事由の金額の重要性の取扱いについては削除を検討すべきと考えられる。

### **【理由】**

連結株主資本等変動計算書における、株主資本の各項目の変動事由ごとの金額の重要性については、重要性の原則が一般的に適用されると考える。

( 2 ) 指針案第 12 項(3)

### **【意見】**

少数株主持分の変動事由の事例について、「子会社株式取得また子会社株式売却による増減」、「連結範囲の変動」等も例示すべきと考える。

### **【理由】**

少数株主利益、増資による持分の増加のみが掲げられているが、子会社株式取得、売却、連結範囲の変動も少数株主持分の重要な変動事由となる。

以上